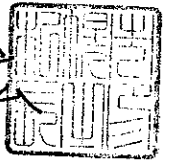


札幌市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年4月30日

札幌市長 秋元克広



札幌市規則第32号

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則

札幌市火災予防規則（昭和48年規則第64号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第11条中「第47条第3項」を「第47条第5項」に、「防水ボックス」を「防水ボックス」に、「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。
- (2) 第17条の見出し中「届出書」を「申請書」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる申請書等及びこれに添付すべき書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。

- (1) 裸火使用・危険物品持込申請書 2部
 - (2) 防火対象物使用開始（内容変更）届出書（条例第64条第2項の規定により検査を受けなければならない防火対象物に係るものに限る。） 2部
 - (3) 前2号に掲げる申請書等以外の申請書等 1部
- (3) 第17条第2項中「消防長又は」を削り、「前項の届出書等（条例第68条の規定による届出書及び条例第71条第2項の規定による申請書を除く。）」を「前項第1号及び第2号に掲げる申請書等」に改め、「届出済（様式27）」を削り、「様式28」を「様式27」に、「様式29」を「様式28」に改める。
- (4) 第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第18条 この規則に定める様式を使用して行うこととされている申請、届出、申出及び計画の提出（以下「申請等」という。）については、第10条第2項及び前2条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（消防長の使用

に係る電子計算機と当該申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

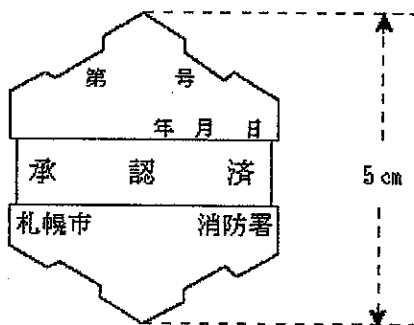
2 前項の規定により申請等を行う者は、この規則に定める様式を使用して行うときに提出すべきこととされている申請書等に記載すべきこととされている事項及び当該申請書等に添付すべきこととされている書類に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3 第1項の規定により行われた申請等については、この規則に定める様式を使用して行われたものとみなす。

4 第1項の規定により行われた申請等については、当該申請等を受ける消防長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(5) 様式27を削り、様式28を様式27とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式28



(6) 様式29を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年6月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。ただし、同項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 札幌市火災予防規則に定める様式を使用して行うこととされている届出のうち、消防長が別に認めたものについては、施行日前であっても、改正後の第18条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によることがで

きる。この場合においては、改正後の同条第2項から第4項までの規定を準用する。

- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、消防長が別に定める。